毎週 月・水・金曜日発行



目 次

規

道路の区域変更

道路の供用開始

熊

車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定

指定居宅サービス事業所の廃止 供血あっせん業者のあっせん手数料の基準の廃止

平成十四年度前期技能検定の実施

技能実習制度に係る平成十四年度技能検定の実施

高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会の開催及び高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希 土地改良区役員の退任

開発行為に関する工事の完了

望者調査の実施

県営土地改良事業計画変更

漁船保険義務加入の同意の承認 くまもと県民交流館条例施行規則 示

情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱

(薬 $\overline{\circ}$

(高齢保健福祉課) | ○

2

へ 建 課

(職務能力開発課)一〇

(農村計画課) 兀

住宅 課) _

(農村計画課)一四

載 依

感染症発生動向調査企画委員会の開催 精神保健福祉審議会の会議の開催

正

(精神保健福祉審議会)一四

(感染症発生動向調査企画委員会) 一五

平成十四年二月八日熊本県告示第百九号(保安林の指定に関する予定)中

(森林保全課) 一五

(道路維持課) 一五

平成十三年十二月二十一日熊本県告示第千四十二号 (道路の区域変更)中

規

則

くまもと県民交流館条例施行規則をここに公布する。

(県民生活総室)

漁 政

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義

子

熊本県規則第五号

くまもと県民交流館条例施行規則

(趣旨)

七 六

(情報企画課)

(道路維持課)

第一条 この規則は、くまもと県民交流館条例 (平成十三年熊本県条例第五十七号。

以下

「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

九 九

第二条 くまもと県民交流館 (以下「交流館」という。) の開館時間は、 という。)にあっては、午前十時から午後七時までとする。 後九時までとする。 ただし、物産、観光等の振興のための施設 (以下「物産等振興施設) 午前九時から午

ことができる。 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、 開館時間を変更する

(休館日)

第三条を交流館の休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

は臨時に休館日を定めることができる。 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又

(許可の基準)

第四条 知事は、条例第五条第一項の規定による許可 (以下「使用許可」という。) を受 けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障がある

2

- 交流館における秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- 施設及び設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあると
- 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき

(許可の申請)

- 第五条 号様式)を知事に提出しなければならない。 使用許可を受けようとする者は、くまもと県民交流館使用許可申請書(別記第一
- 2 当該各号に定める期間内に提出しなければならない 前項のくまもと県民交流館使用許可申請書は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、
- 当たるときは、その翌日以降の最初の開館日とする。次号において同じ。) から使用 る日(以下「使用日」という。 の日の前日まで 大会議室、会議室、 音楽室、) の属する月の六月前の月の初日 (その日が休館日に 和室、練習室及びこれらの附属設備 使用しようとす
- | 物産等振興施設 使用日の属する月の十二月前の月の初日から使用の日の前日まで
- 3 間を変更することができる。 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項各号に定める期

(変更の許可の申請)

第六条 様式)を知事に提出しなければならない 更しようとするときは、速やかにくまもと県民交流館変更使用許可申請書 (別記第二号 使用許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、使用許可を受けた事項を変

(使用の取消しの届出)

熊

かにくまもと県民交流館使用取消届出書 (別記第三号様式) を知事に提出しなければな 使用者は、使用許可を受けた施設等の使用の取消しをしようとするときは、速や

(附属設備等の使用料)

- 第八条 条例別表第一の規定により規則で定める附属設備の使用料の額は、 おりとする。 別表第一のと
- 2 別表第二において「超過使用料」という。)の額は、 条例別表第一の備考二の規定により規則で定める使用料 (附属設備の使用料を除く。 別表第二のとおりとする

(使用料の納入)

ればならない。 条例第七条第二項に規定する使用料の納入は、 知事が指定する日までに行わなけ

(使用料の返還)

第十条 条例第七条第三項ただし書の規定により知事が既納の使用料を返還することがで 次の各号に掲げる場合とする。

- 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったと
- 二 使用日の三日前までに使用の取消しを届け出たとき

2

と県民交流館使用料返還請求書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。 ただし、前項第一号に該当する場合は、この限りでない 条例第七条第三項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、くまも

(利用料金に係る単価)

第十一条 条例別表第二の備考二の規定により規則で定める単価は、 別表第三のとおりと

(目的外使用等の禁止

第十二条 てはならない。 使用者は、施設等を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させ

(使用者等の遵守事項)

第十三条 使用者及びその者の使用目的に応じて入館した者は、次に掲げる事項を遵守し

- なければならない。 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 持ち込まないこと。 危険若しくは不潔な物品又は動物(盲導犬等身体障害者を補助する犬を除く。)を
- 施設等をき損し、又は滅失しないこと。
- 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこ

五 所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用しないこと。

六 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは はり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

七 許可なく特別の設備を設けないこと。

許可なく寄付金の募集、物品の展示若しくは販売、又は飲食物の提供をし、 又は第

三者にさせないこと。

- 許可なく印刷物、 図画 宣伝ビラ等を頒布しないこと。
- 前各号に掲げるもののほか、 交流館の管理上支障がある行為をしないこと。

(入館の制限等)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、 ずることができる。 入館を拒み、又は退館を命

熊

- この規則又は係員の指示に違反した者 交流館における秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- 三 その他交流館の管理上支障があると認められる者 (原状回復)

第十五条 使用者は、 り消されたときは、使用に係る施設等を原状に復し、

施設等の使用を終了し、又は条例第六条の規定により使用許可を取

係員の点検を受けなければならな

(き損等の届出)

第十六条 施設等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨をくまもと県民交流館施設 等き損 (滅失) 届出書 (別記第五号様式) により知事に届け出なければならない。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第四条から第七条までの規定

第十七条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、

知事が定め

別表第一 (第八条関係)

は、平成十四年三月一日から施行する。

区 分 単 位 金額(単位円) 大型プロジェクター 一台につき 一、〇〇〇 大型スクリーン 一台につき 一、一〇〇 大型スクリーン 一台につき 一、一〇〇 大型スクリーン 一台につき 一、一〇〇 大型スクリーン 一台につき 一、一〇〇 下ラムセット 一台につき 一、〇〇〇 ボーバーヘッドプロジェクター 一台につき 一、一〇〇 下ラムセット 一台につき 一、〇〇〇 ボーバーペッドプロジェクター 一台につき 一、八〇〇 下ラムセット 一台につき 一、〇〇〇 ボーバーペッドプロジェクター 一台につき 一、八〇〇 ボーバーペッドプロジェクター 一台につき 一、八〇〇 ボーバーペッドプロジェクター 一台につき 一、〇〇〇 「・ローの) 「・ローの)		4.1	_												n .t.	
公司		他	その		設備	音楽								設備	映 像	
金額(単位円) 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	コインロッカー	パソコン	展示パネル	ドラムセット	アップライトピアノ	音楽編集設備	AV編集システム設備	スライド映写機	オー バーヘッドプロジェクター	資料提示装置	映像撮影用カメラ	移動式スクリーン	大型スクリーン	移動式プロジェクター	大型プロジェクター	
	一個につき	一台につき	一枚につき	一式につき	一台につき	一式につき	一式につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一枚につき	一枚につき	一台につき	一台につき	
###は含まない。 一回当たり 一回当たり	- 九五	100	100	五〇〇	1, 000	1, 000	一、八〇〇	1, 000			一、五〇〇	III O	1, 100	1, 000	二、五〇〇	金額 (単位円)
	- 回当たり				調律料は含まない。										大型スクリーンを含む。	

使用区分、午後六時から午後九時までの使用区分ごとについてのものとする。 ただ し、コインロッカー及び団体専用ロッカーはこの限りでない。 使用料の額は、午前九時から正午までの使用区分、午後一時から午後五時までの

別表第二 (第八条関係)

時間の区分		超過使用料の額
午前八時三十分から午前	三十分	条例別表第一の午前九時から正午までの欄に定め
九時まで及び正午から午	につき	るそれぞれの使用料の額に百分の十五を乗じて得
後零時三十分まで		た額
午後零時三十分から午後		条例別表第一の午後一時から午後五時までの欄に
一時まで及び午後五時か		定めるそれぞれの使用料の額に百分の十五を乗じ
ら午後五時三十分まで		て得た額
午後五時三十分から午後		条例別表第一の午後六時から午後九時までの欄に
六時まで及び午後九時か		定めるそれぞれの使用料の額に百分の十五を乗じ
ら午後九時三十分まで		て得た額

別表第三 (第十一条関係)

端数があるときは、これを切り捨てる。)	から午前零時まで
につき に百分の百十を乗じて得た額 (その額に、一円未満の	時まで及び午後七時
時間 条例別表第二に定めるそれぞれの単価を九で除した額	午前零時から午前十一
単価	区分

舗光

申請者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

変更の理由

別記第1号様式(第5条関係)

枚量 使用日 使用時間の区 年月日 午前午後 電話番号 () FAX番号 () 円、附属設備使用料	※ 円(施設使用料	使用料の額
使用日 使用時間の区 年月日 午前午後 電話番号 () FAX番号 ()		
使用日 使用時間の区 年月日 午前午後 電話番号 () FAX番号 ()		12 その他の参考事項
使用日 使用時間の区 年月日 午前 午後 電話番号 ()	氏名	7 3 X F
年 月 日	住所	11 使 用 青 仟 考
使用日		10 附属設備の使用
	使用附属設備名	
9 商業宣伝、営業の有無 有 無	有 無	8 入場料徴収の有無
\		7 使用人員(入場予定数)
時間 (午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで) 時間 (午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで)	準備・練習に要する時間 撤去・後片づけに要する時間	6 準備等の時間
午前 時 分から 午前 時 分	午前 時 分から 午後	
催物の開始時間 催物の終了時間	受付開始時間	5 使 用 時 間
午前 午後 夜間	年月日	
日 午前 午後 夜間	年 月 日	
午前 午後 夜間	年 月 日	
1 午前 午後 夜間	年 月 日	
4 使用時間の区分	3使用年月日	2 使用施設名
		1 使用の目的
使用許可を受けたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。	、くまもと県民交流館条例施	使用許可を受けたいので
申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名))
:	森	能太即知重
〈まもと県民交流館使用許可申請書 年 月 日	くまもと県民交流館	

変更の内容

別記第2号様式(第6条関係)

	くまもとり	
	、まもと県民交流館変更使用許可申請書	
种		
且		
ш		

熊本県知事

掖

使用許可を受けた事項を変更したいので、くまもと県民交流館条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日 及び許可番号

併

Я

Ш

継

車

変

浬

些

変

浬

筱

備考 届出者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。	取消の理由	使用日時年	使用施設名	許 可 年 月 日 及び許可番号 年	しをしたいので、くる	熊本県知事様
₹表者のI		月月		月	届出者	
天名)を自		шш		ш	3者 住所 (法) 氏名 (法)	
署する場合は、押印は		午前 · 午後 午前 · 午後		第	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (期第7条の規定により次のとおり届け出ます	
大関ですった。		. 帮 帮		J-1	事務所の形 び代表者。	中
		分から		却	所在地) 印 の氏名) け出ます。	Я

別記第4号様式(第10条関係)

備考 請求者欄の氏名	返還請求金額	m11 2 / (EX / 1141	納什た毎用料	使用しなかった日 時	使用しなかった 施設名	許 可 年 月 日 及び許可番号	使用料の返還を受けたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第10条第1項第2号の規定により次のとおり 請求します。		熊本県知事	
(法人にあってはん		納付額	納付年月日	件件		串。	いので、くまもと県日		森	くまもと県民
請求者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。			年月日	月 日 午前月 日 午前		月日	· 交流館条例施行規則第10	請求者 住所 (法人にあっ 氏名 (法人にあっ		くまもと県民交流館使用料返還請求書
合は、押印は不			領収書番号	中中徐徐		部)条第1項第2号	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
、要です。			海	時 分から 時 分まで		ф	の規定により次のとお	務所の所在地) 印 (代表者の氏名)	年月日	

6

	くまもと県民交流館施設等き損(滅失)届出書
年	
田	
ш	
쓰	

槉

熊本県知事

居出者

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。 くまもと県民交流館の施設等をき損(滅失)したので、くまもと県民交流館条例施行規則第16条の規定に基づき

備考 1 届出者欄の氏名 2 この様式中不要	処 理 状 況	き損(滅失)の状態	き損(滅失)の原因	き損(滅失)した 箇所又は物品	き損(滅失)した日時	使用日時	
届出者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。					年 月 日 午前・午後 時 分	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	

熊本県告示第百四十九号

告

示

という。)第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。 |第二項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の

月一日限り消滅したので、 通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三 なお、平成十年三月二日熊本県告示第百四十七号で公示した次の加入区の指定漁船を普 平成十四年三月一日 同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

熊本県知事 潮 谷 義

子

登立加入区

熊本県告示第百五十号

という。) 第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。 |第二項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。) 第百十二条の

月一日限り消滅したので、 通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三 なお、平成十年三月二日熊本県告示第百四十八号で公示した次の加入区の指定漁船を普 平成十四年三月一日 同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

水俣市加入区

熊本県告示第百五十一号

という。) 第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。 |第二項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和二十七年農林省令第十八号。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の 以下「省令」

月一日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。 通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三 なお、平成十年三月二日熊本県告示第百四十九号で公示した次の加入区の指定漁船を普

鍋加入区

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第百五十二号

情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。 平成十四年三月一日

情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱

熊本県知事 谷 義 子

第一条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。) 第百六十七条の五第一項の規定に基づき、熊本県が発注する情報システム関連委託契約 格。 (以下「入札参加資格」という。) 及び入札参加資格の審査 (以下「資格審査」と に係る一般競争入札 (以下「入札」という。) に参加しようとする者について必要な資 いう。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象委託業務)

熊

第二条 対象委託業務は、次の各号のとおりとする。

- 情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理その他関連業務
- 情報通信ネットワークに関する企画、設計、維持管理その他関連業務
- 物品 (情報通信機器類及び〇A機器類)の維持管理に関する業務
- 物品 (情報通信機器類及び〇A機器類)の操作研修に関する業務
- 電子計算機用データ入力に関する業務
- ホームページ制作及び維持管理に関する業務

(入札参加資格者)

第十一条第一項に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者に該当しないものとする。 入札参加資格を有すると決定された者 (以下「入札参加資格者」という。) であって、 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第七条第二項の規定により

る書類を添付して、知事に提出しなければならない。 資格審査を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、申請書に次に掲げ

7

- 法人にあっては、商業登記簿謄本及び定款
- 個人にあっては、 令第百六十七条の四第一項に規定する者でないことを証する書類
- る貸借対照表及び損益計算書 法人にあっては、 申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の決算におけ
- 個人にあっては、 申請書を提出する日前の直近の所得税確定申告書の写し
- 納税証明書

- 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- 有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事務所を

納がないことの証明書

- 七 営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状
- その他知事が必要と認める書類
- 2 受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。 申請書の提出期間は、毎年七月一日から七月三十一日まで(県の休日は除く。)とし、
- 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。 熊本県企画開発部情報企画課電子県庁推進班

3

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話 〇九六一三八三一一一一 内線三〇八六

4

- 公告するものとする。 を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間をあらかじめ 2項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めたときは、2項に規定する提出期間
- (資格審査の申請ができない者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- 令第百六十七条の四第一項に規定する者
- 一 資格審査申請受付日の属する月の直前の月の末日 (以下「審査基準日」という。) 現在で営業開始後二年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもの
- で審査基準日において営業再開後二年を経過していない者

消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がある者

- 処分の日から二年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若 しくは入札代理人として使用する者 第十一条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその
- 直近営業年度において申請業種の業務実績がない者

(資格審査の時期)

資格審査は、 毎年、定期的に行うものとする。

8 (資格審査の実施)

申請書を受け付けたときは、 次に掲げる事項について審査を行うものとする。

経営の状況

営業の規模 営業年数

経営比率

自己資本の額

2 請者に通知するものとする 前項の審査を行ったときは、 入札参加資格の有無を決定し、その結果を書面により申

(入札参加資格者の登録)

知事は、入札参加資格者を、 入札参加資格者名簿に登録するものとする

(入札参加資格の有効期間

た日から当該日の属する会計年度の翌翌年度の九月三十日までとする。 (変更等の届出) 入札参加資格の有効期間は、第七条第二項の規定により資格審査の結果を通知し

第十条 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事に届け出なけれ ばならない。

令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき。

は代表者の氏名)に変更があったとき。 住所又は氏名(法人にあっては本社及び事務所(事業所)の所在地又は名称若しく

営業を休止し、又は廃止したとき。

熊

兀 代理人を変更したとき。

使用印鑑を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第十一条(入札参加資格者が令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至った と判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとす

2 その者を入札に参加させないことができる 札参加資格を取り消し、又はその事実が判明した後二年間の範囲内で知事が定める期間 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入

令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者

虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者

経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者

その他知事が県の契約相手方として不適当であると認めた者

3

ないこととしたときは、 に参加させないこととされた者に書面により通知するものとする。 前二項の規定により入札参加資格を取り消し、 遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消された者又は入札 又は二年間の範囲内で入札に参加させ

(資格の承継)

第十二条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続 資格を承継することができる。 き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加

個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

個人が法人を設立した場合におけるその法人

立された法人又は分割により営業を承継した法人 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設

その他これらに類すると認められる者

2

を証する書類及び第四条各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、申請書に当該承継の事実

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

約に係る入札に参加しようとする者(以下「平成十四年度入札参加者」という。 るが、 とする。なお、この期間に資格審査を受けなかった者及び第七条第二項の規定により入札 参加資格を有すると決定されなかった者の資格審査については、随時受け付けるものとす 審査から適用する。ただし、平成十四年度入札参加者の資格審査の申請期間は、 |項の規定にかかわらず、平成十四年三月|日から三月十五日まで (県の休日は除く。) この要綱は、平成十四年三月一日から施行し、平成十四年度の情報システム関連委託契 資格審査が入札に間に合わないことがある。)の資格

熊本県告示第百五十三号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のとおり道

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、 熊本県土木部道路維持課において

般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

				第	1	0	8	0	(<u> </u>	5
		県道	一般				種類	σ.)	追路	直
		北	託			Ī		路	ζ		
		部						絼	Š		
		線	麻					名	í		
		同		熊本市清水町大字楡木字前田				×	-		
		所		清				垣垣			
				水町				変			
	_		_	支				更			
	二〇三番一	同	<u>-</u>	子楡				す			
	三墨	字	番	木字				Z			
		J	_	前				×			
	地先		地先	Щ				間			
	地先まで		地先から					IH	J		
	後			前			前	j	往		
一六・〇	\$		一六・〇	\$	九 : 三	,	() 	へんし トレン	幅		
	四五・五			四五・五			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(メートレ)(メートレ)	延長	Ē	
		編	X			1		佅	į		
		λ	域					老	<u> </u>		
		_		٠.	<u>_</u>		_				

区域変更する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十四号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義

子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊

		四一二番一地先まで					
工事	<u>p</u>	所 字永田	同	線	佐	甲	ļ
二十四条	<u>u</u> = -	四一五番一地先から		野	吉	今	设具
		城郡甲佐町大字津志田字長山	上益				
	(メートル)	月間女でるこ	1:	f	幺	E	ᇛ
带	延長	共用用台する区間	#	Z	泉	烙	道洛の重領
						١	

供用開始する期日

平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十五号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において

一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

道路の種類	一道路の種類
路	
線	路網
名	名及
供	路線名及ひ供用開始する区間等
用	開始
開	끃
始	\(\int\)
す	間当
る	,,
X	
間	
、 メ 延 I	
メートルン長	

熊本県知事

潮

谷

義

子

主要対グ道	上要也了道		道足の利数	_ 各
玉	熊		足	各
名			幺	泉
線	本		ŕ	3
同所		熊本市河内町·		目
字鶴	四五七番四地先から	大字岳字開田	<u> </u>	台する区間
- 1 7	- 11E - 0		(メートル)	延長
Ĕ	É		17	睛
			_	z
2:	女		-4	5
	玉名線 同所字鶴 一十五 () 単近	名線同 所 四五七	方道 玉 名 線 同 所 字鶴 一七五・〇 単 道 熊 本 四五七番四地先から 一七五・〇 単 道	方道

供用開始する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道

路の供用を開始する。 その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において

般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、 路線名及び供用開始する区間等

	\vdash		オナ 番 対 分 ま て		
			10番也是		
臣			線同所同字		主要対方
Z E		- - - - - - - -	川 四八番地先から	<u> </u>	上要也了道
			八代郡泉村大字柿迫字谷尻		
1:	_	(メートル)	行りのできる。		日の利
莆		延長	泉ら、共用開台する区間	· 各	道各の重領

供用開始する期日

平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十七号

を次のとおり指定する。 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、 熊本県告示第百五十八号

昭和三十一年九月十三日熊本県告示第五百五号 (供血あつせん業者のあつせん手数料の

基準)は、廃止する。

平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により指定居宅サービス事

熊

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成十四年四月一日	二 指定する期日	
熊本県玉名郡横島町横島三八三四番五地先まで		
熊本県玉名郡長洲町清源寺字塘下三九一番地先から	一般国道五〇一号	
熊本県阿蘇郡高森町大字菅山字上戸の下一四二四番一地先まで		
熊本県阿蘇郡蘇陽町大字伊勢八八七番地先から	一般国道三二五号	
熊本県菊池郡旭志村伊坂五二四番一地先まで		
熊本県菊池市大字北原五五六番から	一般国道三二五号	
熊本県天草郡松島町大字合津字國迫四六一六番二地先まで		
熊本県天草郡五和町大字鬼池字後浜五〇八四番二地先から	一般国道三二四号	
熊本県天草郡倉岳町大字宮田字向ノ田一三七二番一〇地先まで		
熊本県牛深市牛深町字崎町二二八六番一〇三地先から	一般国道二六六号	
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬字指杉二二番一地先まで		
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬字下平九三三番一地先から	一般国道二一九号	
熊本県八代郡坂本村大字破木四八番地先まで		
熊本県八代市萩原一丁目三一番地先から	一般国道二一九号	
熊本県阿蘇郡蘇陽町大字長崎一五二番二一地先まで		
熊本県阿蘇郡蘇陽町大字馬見原二五番地先から	一般国道二一八号	
熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川字小次郎淵一二九一番一地先まで		
熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立三三二五番一地先から	一般国道二一二号	
区間	路線名	
線名及び区間	指定する道路の路線名及び区間	

業所の廃止の届出があった。

平成十四年三月一日

熊本県知事

潮

谷

義

子

【訪問介護】

熊本市萩原町九番三十号 訪問介護事業所けやき苑 事業所の名称及び事業所の所在地 医療法人日隈会日隈病院 事 業 者 名 平成十四年二月一日 廃 止 年 月 日

告

公

熊本県公告第百三十三号

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義

子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字上陳字堂園六二一番の一部

百六十七・四五平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名

上益城郡益城町大字上陳六二二

園田 周市

熊本県公告第百三十四号

四年度前期技能検定を次のとおり実施する。 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十四条の規定に基づき平成十

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷

義

子

一級及び二級

(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ボブ盤、数値制御盤、 造園、金属熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。)、 機械加工 数值制御

実施職種

熊本県知事

潮

谷

義

子

リルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ 成形に係るものに限る。)、石材施工 (石張りに係るものに限る。)、とび、左官、 機械加工に係るものに限る。) 、印刷 (オフセット印刷に係るものに限る。) 、プラ バダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制 げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、ダイカスト (コールドチャン 告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。) 、フラワー装 施工(プラスチック系床仕上げ工事、 スチック成形 (射出成形に係るものに限る。) 、 強化プラスチック成形 (手積み積層 具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工及び木製建具 製作に係るものに限る。)、布はく縫製 (ワイシャツ製造に係るものに限る。) 、家 御盤組立てに係るものに限る。) 、建設機械整備、婦人子供服製造 (婦人子供注文服 塗装 (建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。) 、広告美術仕上げ (広 ブロック建築、タイル張り、畳製作、 金属プレス加工、鉄工 (構造物鉄工に係るものに限る。) 、建築板金、工場板金 (曲 フライス盤、マシニングセンタ及び精密器具製作に係るものに限る。)、 放電加工、 に限る。)、熱絶縁施工 (保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、 鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るもの 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事、アク

2

係るものに限る。 機械加工 (普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、 ト仕上げに係るものに限る。 園芸装飾、造園、 金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。 電子機器組立て、 和裁、とび、広告美術仕上げ(広告面粘着シ 数値制御盤及びマシニングセンタに

試験の方法

熊

実技試験及び学科試験

技能検定試験の手数料、 実施期日等

実技試験

実技試験の手数料

							1
				<u></u> 級	一級及び	等級	(
築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱	プラスチック成形、石材施工、とび、左官、プロック建	製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化	子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫	工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加	検 定 実 施 職 種	
					一万五千七百円	手数料の額	

	絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フ	
	ラワー装飾	
	婦人子供服製造	一万三千円
三級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、電子機器組立て、と	一万五千七百円
	び、広告美術仕上げ	(一万五百円)
	和裁	一万千五百円
		(七千七百円)
١	いつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ことまでるとも、つまっ

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第二十に定める在校生等が受検する場

合に適用する。

実施期日

熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。 実技試験は、 平成十四年六月十二日から平成十四年九月八日までの間において、

実施場所

(四)

問題の公表 実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する

実技試験の問題は、平成十四年六月五日に熊本県職業能力開発協会で公表する。

(一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

学科試験の手数料 三千百円

実施期日

2

学科試験

装、ブラワー装飾 工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、	二級電気機器組立て、強化プラスチック成形、	一級及び 造園、放電加工、建築板金、工場板金	三級機械加工、電子機器組立て、広告美術仕上げ	告美術仕上げ	製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、	二級 建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、	一級及び 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器 組立て、	三級 園芸装飾、金属熱処理、和裁、とび	装	二級 スチック成形、とび、防水施工、サッ	一級及び 金属熱処理、金属プレス加工、布はく	等級 検 定 職 種
移施工、 表	12/1	工場板金、仕上げ、	仕上げ		け施工、広	製作、建具	辞組立て、			サッシ施工、塗	布はく縫製、プラ	'-
		平成十四年九月八日					平成十四年九月一日				平成十四年八月二十五日	実施年月日

三級

学科試験 完 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

四受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書を左記あてに提出すること。

書面を添えること。

2 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目五番十九号熊本県住宅供給公社ビル内

電話 〇九六一三八四十一七一一

3 受付期間

平成十四年四月四日から平成十四年四月十七日まで

4 受検申請に関する注意等

を同封すること。紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、百六十円切手をはったもの)紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、百六十円切手をはったもの)を同封すること。

中」と朱書きすること。(一)申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在)

熊

受け付ける。 なお、郵送による申請書は、平成十四年四月十七日までの消印のあるものに限り

面を同封すること。 (三) 「の場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書

五 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

合でも、手数料は、返還しない。なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場

六 合格発表

1 合格通知

会が平成十四年十月八日以降に書面で通知する。実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協

ビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。2 技能検定の合格者の受検番号は、平成十四年十月八日に熊本県庁行政棟本館一階ロ

技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

3

については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から一級技能士章、技能検定の合格者には、一級については厚生労働大臣の合格証書が、二級及び三級

二級技能士章、三級技能士章がそれぞれ交付される。

七 その他

能力開発協会に問い合わせること。 技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業

熊本県公告第百三十五号

習制度に係る平成十四年度技能検定を次のとおり実施する。 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第六十四条の規定に基づき技能実

平成十四年三月一日

熊本県知事潮、谷、義・子

実施職種

1 三級

ント施工、表装、塗装、工業包装 とく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、

2 基礎一級及び基礎二級

ーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベ人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、

絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、 配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、 塗装、工業包装 熱

受検資格

は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。 技能実習制度に係る三級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎 一級又

兀 技能検定試験の手数料及び実施期日等 実技試験及び学科試験

Ξ

試験の方法

実技試験の手数料

1

実技試験

一万三千円	機械検査、婦人子供服製造
	装、工業包装
	上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗
	管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕
	り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配
	スチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練
	製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラ
	施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫
	ト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器
	工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカス
一万五千七百円	さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、
手数料の額	検 定 実 施 職 種

(=実技試験の実施期日

熊

力開発協会が指定する日に行う。 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間において熊本県職業能

実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

(四) 実技試験問題の公表

て送付する。 問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あ

2 学科試験

学科試験の手数料 三千百円

学科試験の実施期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間において熊本県職業能

力開発協会が指定する日に行う。

学科試験の実施場所

実施場所は、 熊本県職業能力開発協会から通知する。

五 受検申請の手続

提出書類

技能検定受検申請書を2の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する

提出先

書面を添えること。

2

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目五番十九号熊本県住宅供給公社ビル内

〇九六一三八四一一七一一

3

実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ二週間前まで

受検申請に関する注意等

職業能力開発協会で交付する。 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、 熊本県

を同封すること。 紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を記入し、百六十円切手をはったもの) なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用

- 中」と朱書きすること。 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、 封筒の表面に「技能検定受検申請書在
- 面を同封すること。 この場合においては、 試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書

手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、 申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、 申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場

合でも、手数料は、返還しない。

合格通知

七

合格発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協

会が書面で通知する。

2

技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付

2

す る。

八 発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。 その他 技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開

ಠ್ಠ

平成十四年三月一日

熊本県公告第百三十八号

用道路)の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告す 成十一年十一月十五日確定した県営阿蘇一期地区土地改良事業(農業用用排水施設、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、平

農業

熊本県公告第百三十六号

菊池郡合志町合志町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。 平成十四年三月一日

熊本県知事 潮

谷 義 子

県営阿蘇一期地区土地改良事業 (農業用用排水施設、

農業用道路、

暗渠排水) 計画変

事業計画変更の概要

熊本県知事

潮

谷

義

子

所

公告場所 更概要書

阿蘇町役場 の宮町役場

退 役職名 任

事 緒 氏 方 忠 名 幸 菊池郡合志町大字幾久富二二一四番地 住

理

熊本県公告第百三十七号

調査を次のとおり行う。 熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会及び高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希望者

義

熊本県知事 潮 谷 子

開催日時 平成十四年三月五日 (火)の午前十時から午前十一時三十分まで 熊

高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会

平成十四年三月一日

2 開催場所 熊本県庁本館五階 第五十一共用会議室

3 申込先 参加者の氏名等を記載した申込用紙を、熊本県土木部住宅課へ提出する

ے کی

1 高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希望者調査

受付期間 平成十四年二月二十七日(水)から三月五日(火)までの午前九時から

午後五時まで

提出方法 建設を予定している賃貸住宅の内容を記載した応募用紙、住宅の設計図 書(配置図、平面図及び立面図)及び敷地の位置図を熊本県土木部住宅課

へ提出すること。

その他 申込用紙及び応募用紙については、熊本県土木部住宅課で配布する。

照会先 熊本県土木部住宅課計画係

兀 Ξ

電話〇九六―三八三―一一一一(内線六二四六)

登 載

依 頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第六号 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、 次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年三月一日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

会長 古 瀬 昭 夫

開催日時

平成十四年三月十三日(水)

午後七時から午後九時まで

_ 開催場所

熊本市東町四一十一一

熊本県健康センター 三階会議室

Ξ

平成十四年二月分の感染症発生動向調査の解析評価について

兀

傍聴者の定員

開催日時

五 傍聴手続

- 1 長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。 傍聴希望者は、 先着順で行い、定員になり次第終了する。 会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会
- 傍聴の手続は、

問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局 (熊本県健康福祉部健康増進課)

(電話○九六一三八三一一一一一内線 七〇七九)

熊本県精神保健福祉審議会公告第一号

熊本県精神保健福祉審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、 次のとおりです。

平成十四年三月一日

熊本県精神保健福祉審議会

開催場所

午後五時から

平成十四年三月五日 (火)

熊本市水前寺三丁目十七番十五号

熊

熊本県青年会館 二階会議室

Ξ 議題

- 「くまもと障害者プラン」の進捗状況等について
- 2 法改正に伴う市町村への事務移管について
- 熊本県精神保健福祉センター機能検討会の検討結果について
- その他

兀 傍聴者の定員

五 傍聴手続

傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を

記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

問い合わせ先 傍聴の手続は、 先着順で行い、定員になり次第終了します。

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県精神保健福祉審議会事務局(熊本県健康福祉部障害保健福祉課精神保健福祉係) (電話〇九六―三八三―一一一 内線 七 五()

正 誤

たので、次のとおり訂正する。 平成十四年二月八日熊本県告示第百九号 (保安林の指定に関する予定)中に誤りがあっ

を				
省略し、その関係書類	省略し、その図面及び関係書類を			
(「次のとおり」は、	(「次の図」及び「次のとおり」は、	Ξ	下	4
<u></u>	示す部分に限る。)			
字下御所河内四二三〇	字下御所河内四二三〇の二 (次の図に	四	下	4
誤	正	行	段	ページ

たので、 平成十三年十二月二十一日熊本県告示第千四十二号 (道路の区域変更) 中に誤りがあっ 次のとおり訂正する。

7	2	がらるは、記上でき	{
ページ	段	压	誤
九	下	二九号	四四五号

印刷所

電話代〇九六十二八六十二二二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇十一八

R100 t紙配合率100%